

DRUG

INFORMATION



2016 No. 16

平成28年3月28日発行

残薬を減らすため、
処方入力および処方せんの様式が変更になります！

岐阜大学医学部附属病院・薬剤部
医薬品情報管理室
(内線7083)

※ Drug Information は医学部・附属病院 HP の下記アドレスにて提供しています。
<http://www1.med.gifu-u.ac.jp/drug-info/>

電子メールによる連絡を希望される方は下記までご連絡下さい。
di8931@gifu-u.ac.jp

残薬を減らすため、処方入力および処方せんの様式が変更になります！

処方された薬剤については患者が飲み残すことがあり、これが医療資源の非効率的な消費の原因の一つとなっていると言われています。厚生労働省の調査によれば、残薬を有する患者を経験した薬局は全体の約 9 割、残薬を経験したことがある患者は全体の約 5 割とも言われています(平成 25 年度厚生労働省保険局医療課委託調査)。

一部の薬局では残薬を減らすための対策として、残薬を確認して処方医へ連絡し、患者が服用し易いように工夫をしたり、一包化や服薬カレンダーを用いて薬を整理するなどの方法をとられていますが、医師に確認してから処方変更が行われる頻度は極一部と言われています。その原因として、薬局から病院に対しての処方変更の対応に苦慮することが挙げられており、残薬による処方変更の手続きの簡素化を求める意見が多く寄せられていました。

そこで、平成 28 年度の診療報酬改定に伴い、保険医療機関と保険薬局が連携して、円滑な残薬確認と残薬に伴う日数調整を実施できるように、処方せんの記載が一部変更されることとなりました。本院では、電子カルテにより処方せんを発行していることから、入力時の仕様についても一部変更となります。

以下に、処方オーダー入力画面の変更点、および処方せん記載の変更点について示します。

《処方オーダー確認画面の変更点》

オーダー確認

<<下記の内容を確認後、オーダーしてください。>>

処方期間: 2016-03-25 ~ 2016-03-25

処方区分: 外服処方

処方内容

処方	薬剤名	剤形	1回量	1日量
RP01	【錠】フルスチアミン錠25mg	1錠	1錠	3-25回 1日分
RP02	【錠】シタラミン錠25mg	1錠	1錠	3-25回 1日分

チェック結果

RP01: 25mgフルスチアミン錠は現在処方中の薬剤に重複しています。[依頼日 2016-03-25]

RP02: シタラミン錠25mgは現在処方中の薬剤に重複しています。[依頼日 2016-03-25]

一括化指示

一括化: ☐ 別包: ☐ 対象RP: RP01

保険薬局が調剤時に残薬確認した場合の対応

☐ 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤

☒ 保険医療機関への情報提供

OK キャンセル

※赤枠内の「保険薬局が調剤時に残薬確認した場合の対応」欄が追加となりますので、次頁の運用方法に基づき、いずれかをチェックして下さい。

《処方せん記載の変更点》

00000140 (科名：眼科)		) 院外処方せん (この処方せんはどの保険薬局でも有効です。)		保険医療機関での自己負担区分：病200以上 No 0325-5009	
公費負担者番号		保険者番号		0 6 1 3 8 7 0 5	
公費負担医療の 受給者番号		被保険者証・被保険 者手帳の記号・番号		1 0 0 0 2406839	
カナ ナナナ マイ 氏名 板田 ★次 生年月日 昭和08年02月24日 住所 東京都中央区日本橋箱崎町19-21 区分 被保険者(保険種別：組合)		年齢 83歳 1ヶ月 性別 女性 保険医療機関の 所在地及び名称 岐阜県岐阜市柳戸1番1 国立大学法人 岐阜大学医学部附属病院 (058)230-6000 電話番号 施用者番号 保険医氏名 矢橋 達司 印		都道府県 番号 2 1 1 点数表 番号 1 医療機関 コード 9 8 0 6 4 4 2	
交付年月日 平成28年03月25日		処方せんの 使用期間 平成28年03月28日		特に記載のある場合を除き、 交付の日を含めて4日以内に 保険薬局に提出すること	
変更不可 (変更不可) 欄に「✓」又は「×」を記載し、 印字すること。	個々の処方箋について、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更に関する指示がある場合は、 処方箋に「✓」又は「×」を記載し、印字すること。				
	処方箋に「✓」又は「×」を記載し、印字すること。				
処方 方	ニコチネル TTS 10 1日1枚 (1回 1枚) ★(貼り薬) 1日1回 3-25から10日分 ★首、1回1枚 (以下余白)				
備考	高ニコチン依存症管理指導料算定のため				
	後発医薬品(ジェネリック医薬品)と後発医薬品(ジェネリック医薬品)との 二重処方(重複処方)を防止するため、処方箋に「✓」又は「×」を記載し、印字すること。				
公費負担者番号		公費負担医療の 受給者番号		調剤済年月日	
保険薬局の所在地及 び名称 保険薬剤師氏名					

※確認画面の入力に基づいて、
備考欄の横にチェック結果
(赤枠内)が印字されます。

保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応 (特に指示がある場合は「✓」又は「×」を記載すること)	
☐ 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤	☒ 保険医療機関への情報提供

実際の運用としては、調剤薬局において患者の残薬の有無を確認し、残薬が確認された場合は病院からの指示に基づいて残薬への対応が行われますので、処方医の先生方におかれましては以下のとおりオーダ確認画面の指定箇所にチェックをお願い致します。

- ①調剤薬局から処方医へ残薬調整のための疑義照会の連絡を入れてから調剤を行ってもらう場合 ⇒ 「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」にチェック
- ②調剤薬局から処方医への疑義照会は不要で、調剤薬局の判断で残薬調整を行ってもらう場合 ⇒ 「保険医療機関への情報提供」にチェック

上記運用については、4月1日(金)から開始されますので、貴科職員へ周知方、よろしくお願い致します。

(文責：安田)